

平成27年12月

投資家の皆さまへ

株式会社 大垣共立銀行

金融制度改革に伴う「大垣共立 証券総合取引約款・規定集」の改定

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年1月からの金融制度改革に伴い、「大垣共立 証券総合取引約款・規定集」を改定し、収録する規定の名称を変更するとともに、新たに開始となるジュニアNISAにかかる規定を追加収録いたしますので、その内容についてお知らせいたします。

1. 名称変更・追加収録する規定

	改定後の約款・規定の名称	現状の約款・規定の名称
収録の 約款・ 規定	同 右	証券総合取引約款
	同 右	国債証券等の保護預り規定
	同 右	証券振替決済口座管理規定」
	同 右	自動けいぞく（累積）投資約款
	同 右	<大垣共立>投資信託定時定額購入サービス取扱規定
	証券特定口座規定（名称変更）	投資信託受益権等の特定口座規定
	同 右	非課税上場株式等管理に関する規定
	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する規定（追加収録）	

2. 主な追加・変更内容

- (1) お取引開始時にマイナンバーの届出が必要となること、届出事項の変更時にマイナンバーの提示をお願いすることを追加しました。
- (2) 所定の期間、口座に残高がない場合は、証券総合取引を解約させていただくことを追加しました。
- (3) 「投資信託受益権等の特定口座規定」を「証券特定口座規定」に名称変更し、特定口座内での管理対象に公共債・公社債投資信託を追加しました。
- (4) NISA口座における投資上限額を100万円から120万円に変更しました。
- (5) ジュニアNISA口座における取扱事項について新たに「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する規定」を定め、追加収録しました。

敬 具